

登総第1416号  
令和7年2月4日

登別市監査委員 佐藤紀清様  
登別市監査委員 工藤俱二雄様

登別市長 小笠原春一  
(公印省略)

令和6年度定期監査に係る是正・改善事項について  
令和7年1月27日付け登監第138-1号で通知のありましたこのことについて、  
別添のとおり提出します。

登教学第 2108 号

令和 7 年 2 月 4 日

登別市監査委員 佐藤 紀清 様

登別市監査委員 工藤 俱二雄 様

登別市教育委員会

教育長 安宅 錦也

(公印省略)

令和 6 年度定期監査に係る是正・改善事項について (提出)

令和 7 年 1 月 27 日付け登監第 138-2 号で通知のありましたこのこと  
について、次のとおり提出します。

記

- 1 対象部局 教育委員会教育部学校教育グループ
- 2 提出書類 別紙のとおり

## 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p><b>収入事務</b></p> <p>領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について</p> <p>領収書の記載方法について、鉛筆で記載された例が見られたほか、金額に¥マークがない、未使用欄を△で締めていない、誤記抹消の処理方法を誤っていたものなどが散見された。</p> <p>また、領収書の使用方法について、当初の使用者が人事異動により使用しなくなった領収書を、廃止の処理を行わずに別の者が使用していた例が見られた。</p> <p>領収書は、現金受領に関する重要な証憑書類であることから、事務処理は例外なく適正に行われる必要がある。今年度から領収書の点検が実施されていること、前回の定期監査において求めた一連の取り扱い方法を定めたマニュアル作成に取り組んでいることが確認されたことから、マニュアルを早急に整備し、現金出納員及び現金取扱員に周知徹底することを望むものである。</p>	<p>マニュアルが整備出来しだい全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>
<p><b>支出事務</b></p> <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>登別市事務決裁規程の別表第1通則の4及び5により、支出負担行為書の決裁を総括主幹の専決とする場合の要件を満たしていないものが多数見受けられた。同規程では、①支出を予定している支出科目及び起案日現在の当該支出科目の予算残額、②支出負担行為予定額及び当該予定額を支出した場合の当該支出科目の予算残額を含む文書を要するものとしていることに十分留意されたい。</p> <p>なお、当該規程は、事務の効率化を目的としたものと思われることから、必要に応じて実務と照らし合わせ、合規性を保ちつつ効率化がなされているか、検証することを望むものである。</p>	<p>支出負担行為書の決裁を総括主幹の専決とする場合の要件については、登別市事務決裁規程を遵守するよう全庁周知による注意喚起を行う。</p> <p>また、合規性と効率化の観点から事務決裁規程の見直し等も必要に応じて検証する。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p><b>支出事務</b></p> <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>決裁区分を誤っていた例、添付した内訳書の金額が誤っていた例が見られたほか、添付書類が不足していたものが散見された。登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程により必要な書類及び決裁区分をよく確認し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出負担行為書については、必要書類の添付、決裁区分の確認など、決裁時において、起案責任者や総括主幹、専決権者等、複数によるチェックを改めて徹底する。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>
<p><b>支出事務</b></p> <p>変更支出負担行為に関する事務について</p> <p>変更支出負担行為書について、戻入日と変更支出負担行為書の起案日が半年以上乖離していた例が見られたほか、添付書類がないものが多数見受けられた。</p> <p>また、変更支出負担行為の決裁区分について、登別市事務決裁規程には特段の定めがなく、部署によって運用に相違が生じる可能性があることから、全庁的に統一した認識を持って事務を行うよう望むものである。</p>	<p>登別市事務決裁規程を遵守するよう全庁周知による注意喚起を行う。</p> <p>また、変更支出負担行為の決裁区分については、全庁的に統一した認識で事務を行えるよう周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>
<p><b>契約等事務</b></p> <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>予算執行伺書の様式中、負担行為済額を記載する欄に、当該契約に係る予定金額を記載していたものが多数見受けられたことから、記載事項の認識を統一されるよう、留意されたい。また、契約書に貼付する収入印紙について、貼付漏れや金額の過不足が散見されたことから、契約締結時には必要に応じて相手方と確認を行い、適正な契約書の作成に努められたい。</p>	<p>予算執行伺書の記載方法について、統一的な認識が図られるよう周知する。</p> <p>また、契約書への収入印紙の貼付については、本来受注者側の責務であるが、契約書を取り交わす際には、契約内容に応じて貼付の有無や必要な金額等について税務署へ確認するよう促すなど、受注者側に指導するよう周知する。</p> <p style="text-align: right;">【総務部契約・管財グループ】</p>
<p><b>契約等事務</b></p> <p>歳入等の収納に関する委託等について</p> <p>歳入等の収納を市以外の者に行わせる方法としては、令和3年に地方自治法が改正（令和4年から施行）され、指定納付受託者制度を導入した整理がなされている。これを受けて本市の歳入等の収納に関しても、当該制度によるのか、あるいは私人委託制度により行うのか、整理を進めているとのことだが、全庁的に遺漏のないよう進められたい。</p>	<p>「歳入等の収納に関する委託等について」は、全庁的に対応に漏れのないよう関係部署とも協議しながら進める。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p><b>契約等事務</b></p> <p>登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託</p> <p>契約期間の最終日に業務完了通知を受領しているが、作業報告書では、契約期間終了後に渡って業務が履行されている事例が見られたことから、適正な事務が遂行されるよう留意されたい。</p>	<p>本件については、本業務委託のシステム導入に係る作業は履行期間内において適切に完了していたが、委託業務外であるシステム導入後の操作支援に係る内容が作業報告書に記載されていた。</p> <p>今後は作業報告書等受領書面に誤記載がないよう受注者との連絡を密にするなど、適正な事務に努める。</p> <p style="text-align: right;">【総務部D X推進グループ】</p>
<p><b>財産管理事務</b></p> <p>交換契約について</p> <p>過去5年間における交換契約について調査したところ、令和4年度に除雪車の交換契約を行い、新車と下取り車との交換に際して、多額の差金を支払った事例があった。</p> <p>物品を交換する契約において、差額を金銭で補足することについては、「登別市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」において、特段の制約はないものの、交換の趣旨を逸脱しない範囲で運用されるよう、一定の基準を設けるなど検討することを望むものである。</p>	<p>交換契約においては、現状では差額を金銭で補足することについて、特段の制約は無いことから、他自治体の基準等も参考にしながら、一定の基準を設けることについて検討する。</p> <p style="text-align: right;">【総務部契約・管財グループ】 (土木・公園グループ)</p>
<p><b>財産管理事務</b></p> <p>備品管理について</p> <p>会計室における備品管理台帳システムについて、新しいシステムに移行作業中であるが、令和5年度分以降の整備が進んでいない状況であったことから、原課での管理に支障をきたさないよう、早急に整備されたい。</p>	<p>備品管理システムについて、新システムへの移行が完了し令和6年11月20日から稼働が始まった。</p> <p>現時点では、令和5年度分及び令和6年度分の備品の反映を全て完了させており、備品情報は最新状態となっている。</p> <p>また、近日中に、備品管理システムから出力したCSVデータを原課に配布して備品の管理状況について確認をするよう周知をし、備品管理状況の実態と備品管理システムの情報に相違がないよう整備を進めていく予定である。</p> <p style="text-align: right;">【会計室会計グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p><b>支出事務</b></p> <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>水泳授業等に係るバスの賃貸借について、新型コロナウイルス禍で中止していた授業が令和5年度に再開されたところだが、感染症の状況を鑑みて、学校からの連絡に応じ都度個別の発注を行っていた。総体の金額や業務内容を考慮すると一括して契約事務を行うことが望ましいものと考えられることから、コロナ禍後の昨今の状況も加味し、より適切な方法により事務を進められたい。</p>	<p>令和5年度については、バス会社の運転手不足により実施日直前までバス会社の運行可否が確認できず、契約事務を行えなかったことから、状況に応じて個別の発注をせざるを得ない状況であった。</p> <p>今後については、総体の金額や業務内容を考慮し、関係法令や規則等に沿った適切な方法で事務を行う。</p> <p style="text-align: right;">【教育部学校教育グループ】</p>